

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	北海道新十津川町教育委員会
--------	---------------

概 要

モデルスクールの概要（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	新十津川町立新十津川中学校	195 名	20 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒に対し乳幼児期から成人まで一貫性のある継続した支援を円滑に行うため、保護者、学校、医療・福祉関係機関との連携を図っている。
- ・ 町特別支援教育連携協議会や特別支援教育センター室長、教育局の特別支援教育コーディネーターから適切な助言を受けながら相互理解と認識を深め児童生徒の充実した指導に努めている。
- ・ 校内委員会では、特別支援教育コーディネーターと合理的配慮協力員を中核に合理的配慮の在り方について検討、改善を図ると共にインクルーシブ教育について共通理解を深め校内体制の充実に努めている。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

- ・ 特別支援学校の経験のある合理的配慮協力員を配置し、担任及び特別支援教育コーディネーターとの打合せや各関係機関との会議等に出席して効果的な合理的配慮について協議した。
- ・ 対象生徒の保護者にインクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業の取り組みについて説明し理解を得た上で、保護者、担任、合理的配慮協力員との話し合いの場を設定し、効果的な学習の在り方について合意形成を図り取り組みを進めた。
- ・ 当該中学校との連携を図り情報を共有し、生徒のニーズに応じた合理的配慮及び基礎的環境整備の充実と支援体制を強化した。
- ・ 町の特別支援教育連携協議会において、生徒の支援について情報を共有しインクルーシブ教育について共通理解を深めた。
- ・ 町の特別支援教育連携協議会において、モデル事業の実践成果報告会を実施し成果普及に努めた。
- ・ 当該中学校の校長、教頭、関係教員、保健師、教育委員会でケース会議を開催し、生徒の合理的配慮の取り組みについて協議した。
- ・ 特別支援教育センター室長、教育局スーパーバイザー、養護学校特別支援教育コーディネーターの外部有識者を招き合理的配慮検討会を開催し、指導・助言を得て合理的配慮について協議すると共に専門性を深めた。

【モデルスクールとして行った取組】

- ・ 障害のある生徒の保護者との連携を図り共通理解のもとニーズに応じた合理的配慮を提供した。
- ・ 協力学級での学校生活の場を共有し集団生活への適応を図った。
- ・ 小学校から引き継がれたものを基にして、保護者と打ち合わせをし、中学校段階の変更部分を加味して個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成した。
- ・ 医療機関と連携して医師からの指導・助言を受けて支援の充実を図った。
- ・ 特別支援学級の生徒・保護者が交流できる場を年数回設けた。
- ・ 美術科、体育科の担当教諭が専門性を活かし生徒の実態に合わせた支援を行い、苦手分野を克服し生徒の自信につながった。
- ・ 地域の町民ギャラリーで美術科の生徒作品展を実施する際、特別支援学級の作品展示コーナーを設け住民に鑑賞してもらい特別支援学級の活動を周知した。
- ・ 検討会等での内容を教職員へ情報提供し、学習上及び生活上の困難を改善克服するための必要な配慮について共通理解を図った。

3. 成果及び課題

【成果】

- ・ 合理的配慮協力員を活用することで、保護者、小中学校、教育委員会及び関係機関との連携体制が強まった。
- ・ 美術科教諭や体育科教諭が専門性を活かした生徒の実態に合った支援を行うことで、苦手分野が克服され生徒に自信をつけさせることができた。
- ・ 合理的配慮協力員と担任との連携が十分に図られ、より良い合理的配慮を提供することで活動内容が増え又活動に要する時間が短縮された。
- ・ 合理的配慮検討会を通して、特別支援学校、特別支援教育に関する専門家への相談や専門的な見地に基づく指導・助言が受けられる体制づくりができたことにより、生徒の活動しやすい環境、生徒の興味を引くような学習方法及び取り組みやすい工夫された教材等が提供でき生徒への合理的配慮が充実した。

【課題】

- ・ 児童生徒の支援を充実させるため、特別支援学校、特別支援教育に関する専門家や医師などの有識者との連携体制を整え、必要なときに専門家へ相談ができ、専門的な指導・助言を受けることができる連携体制を、今後も継続することが必要である。
- ・ 生徒の障害の程度や必要とする支援内容が多様化しているため、適切な指導及び必要な支援を行うため校内研修の実施や特別支援教育の研修会に積極的に参加して専門性を高める必要がある
- ・ 地域全体の特別支援教育を推進するため広報等を活用して支援を必要とする児童生徒の支援の充実につなげたい。
- ・ 各時間の活動目標をはっきりさせ、個別の指導計画の中に合理的配慮を明記し、インクルーシブ教育及び特別支援教育の推進を図っていく必要がある。
- ・ 緊急時の対応として、生徒に特化した対応マニュアルを作成する必要がある。